

土産品高付加価値化支援事業 業務仕様書

本仕様書は、山梨県が発注する令和6年度土産品高付加価値化支援事業業務を受託する者の業務について、必要な事項を定めたものである。

1 委託業務名

- ・ 土産品高付加価値化支援事業業務（以下「委託業務」という。）

2 委託業務期間

契約締結日から令和7年3月14日まで

3 業務趣旨

観光庁訪日外国人消費動向調査によると2023年における本県外国人一人当たり観光消費額は、2.5万円（全国43位）であり、特に、同年における買い物消費額は0.3万円（全国42位）である。

本県の土産品は世界的、全国的な知名度をもつ高付加価値な土産品が少ない。また、高付加価値な新商品開発は、デザイナー等とのコラボなど大きな負担が伴うことから、本県では進んでおらず、観光消費額の向上のためには、高付加価値な新商品開発を通じて、山梨県の土産品の価値を高め、県の上質な観光地としての認知向上を図ることは必須である。

そこで、本業務は、山梨県内の観光消費額の増加を図るため、山梨県内の土産品開発事業者と著名デザイナー等と連携し、本県ならではのスペシャルでプレミアムな付加価値の高い土産品の開発から販路開拓を支援し、その実現を図るものとする。

4 委託業務内容

- ・ 山梨県内の土産品開発事業者と著名デザイナー等との連携による、付加価値の高い土産品の開発を支援するため、以下の業務を実施する。
- ・ 受託者は、契約締結後速やかに業務実施計画書（実施体制、事業内容、スケジュール、販売目標等）を県に提出することとし、委託業務の実施にあたっては、県と協議を行いながら進めること。
- ・ 著名デザイナー等を統括するクリエイティブディレクターは県が指定する以下の者とする。

クリエイティブディレクター：永井 一史 氏

- ・ 著名デザイナー等は永井氏が推薦する以下の3名とする。

1. 深澤 直人 氏 2. 柴田 文江 氏 3. 須藤 玲子 氏

(1) 土産品開発を行う支援対象事業者の募集・選定

- ・ 山梨県内の土産品開発事業者のうち、著名デザイナー等とのコラボレーションにより新商品を開発する支援希望事業者を募集する。
- ・ 支援対象事業者を選定する方法は、面談（オンライン含む。）としデザイナー等が可能な限り同席できるよう設定する。
- ・ 応募のあった事業者の中から、1事業者以上（3事業者を想定）を支援対象事業者として選定する。
なお、最終的な支援対象事業者の選定は県との協議を経て決定するものとする。
- ・ 想定する対象品目は、ジュエリー、織物、和紙等とするが、大きな市場拡大が期待される品目が好ましい。なお、地場産品に限定しない。

(2) 共同商品開発

- ・ 支援対象事業者と、デザイナー等が連携し、付加価値の高い土産品（3品目想定）の商品開発に取り組む。
- ・ 支援対象事業者の持つ技術、産業の文化や歴史等を十分にリサーチし、山梨の文化的資産を活用した商品開発に取り組む。
- ・ 土産品の価格は数万円から数十万円程度の範囲とし、後述（6）ふるさと納税への登録を勘案し設定するものとする。
- ・ 開発に先立ち、支援対象事業者とデザイナー等と協議するためのミーティング等を設定する。また、より円滑な商品開発を行うため、両者の間をコーディネートする専門的な者を必要に応じて別途アサインするものとする。
- ・ 支援対象事業者とデザイナー等により開発方針等を策定し、両者で共有する。
- ・ 開発期間中に「中間報告会」を開催し、開発の進捗状況等を関係者で共有する。

(3) 完成した土産品の発表及び展示

- ・ 完成した土産品を広く県内外に知らしめるため、製品の発表会を開催する。
- ・ 発表会は、県内でオフラインでの開催を基本とし、必要に応じてオンライン開催を併用して実施するものとする。
- ・ 発表会については、オンライン・オフラインいずれの場合にも、完成した土産品が、本県の高付加価値な土産品として訴求できるよう、効果的に発信できるようなものにする。
- ・ 発表会の様子について、県による広報に活用するための写真を記録すること。

- ・ 発表会後は、本県の高付加価値な土産品としてより訴求できるよう、県内施設等において一定期間展示すること。
- ・ なお、支援対象事業者のみならず、産業全体の支援となるよう、産業の特色や産品リサーチのプロセスも含めた展示方法とすること。

(4) 販路開拓等支援

- ・ 完成した土産品が、真に本県の高付加価値な土産品として選ばれ、購入されるようにするために、支援対象事業者に対して販路開拓等の支援を実施する。
- ・ 販路開拓等の支援の具体的な方法としては、支援対象事業者に向けたセミナー、相談会等の開催やHP、SNS等を通じての積極的な情報発信が考えられるが、いずれの方法によっても、支援対象事業者が土産品購入者に訴求できるように、きめの細かい支援を実施すること。
- ・ 業務実施計画書提出時に販売目標設定を行い、実績報告書において販売実績を報告すること。

なお、委託業務期間終了後1年間は少なくとも伴走支援を継続し、将来にわたって自走化が定着する事業を目指すものとする。

(5) 賞・コンクール等への出品

- ・ 完成した土産品について、国際的に権威のある賞・コンクール（iF DESIGN AWARD 等）に出品する際の支援を行う。
- ・ 賞・コンクール等への出品等の様子について、県による広報に活用するための写真を記録すること。

(6) ふるさと納税への登録

- ・ 完成した土産品を本県のふるさと納税の返礼品として登録するため、必要な助言・相談等の支援を行う。

(7) 事業全体の管理、運営、実績報告の提出

- ・ 事業全体の管理・運営を担い、支援対象事業者とデザイナー等、その他関係者との調整など、事業の円滑な進行を行うこと。
- ・ 定例ミーティングの実施など、県との情報共有体制を講じること。
なお、情報共有方法のひとつとして、県や支援対象事業者等の関係者とのミーティング結果を記録にまとめ、県に提出すること。
- ・ デザイナー等や支援対象事業者の概要、開発した土産品のコンセプト・特長・想定する購入層、土産品の開発状況、実施した販路開拓支援の具体的内容、賞・コンクールへの出品状況、ふるさと納税の登録状況、販売数量等を説明した報告書を成果物として提出すること。

(8) 経費

- ・ 事業管理・運営にかかる経費として、全体管理費、支援対象事業者の募集に伴う費用、商品開発支援に伴う費用、製品の発表会及び展示にかかる費用や、コンクール等出品に係る費用等が想定されるが、事業に必要な経費は受託者、デザイナー等、支援対象事業者で協議し検討すること。
- ・ なお、デザイン料含む商品企画に伴う費用及び旅費については、別途、県とデザイナー等で協議し、県が支払いをする。

(9) K P I（効果測定）の設定

- ・ 土産品商品化数 3品目
- ・ 支援対象事業者数 3事業者
- ・ その他事業目的達成に寄与する目標設定があれば提案すること。

5 委託業務実施にあたっての条件

- ・ 土産品開発を行う支援対象事業者の選定に際しては、これまでにない付加価値の高い土産品の開発を行うことができるか、当事業目的を十分に理解し、デザイナー等と連携体制を構築できるかという視点から選定すること。
- ・ 支援対象事業者と選定されたデザイナー等との間で、見解の相違等があった場合には、可能な限り両者間の調整に努めることとし、今後の開発スケジュールに支障が生じるおそれがある場合には、速やかに県担当者に連絡すること。
- ・ 完成した土産品に係る全ての権利関係（著作権、肖像権、知的財産権等）については、あらかじめ受託者と支援対象事業者及び選定されたデザイナー等と協議のうえ合意形成を図る等、明確にすることとし、実際に販売する際に支障が生じないようにすること。

なお、完成した土産品の製作に本契約に関係なく従前から受託者または第三者に帰属している著作物を利用する場合は、当該著作物の著作権に関しては受託者または第三者に留保される。

- ・ 完成した土産品について、第三者の著作権・肖像権その他の権利（以下「第三者の権利」）を侵害することのないよう業務を実施すること。
- ・ 完成した土産品の権利について、ここに記載のない事項については、県と受託者で協議の上決定するものとする。
- ・ 販路開拓等の支援については、できる限り支援対象事業者に寄り添うように努めるものとするが、県としては、完成した土産品の販売数量、販売額等を何ら保証するものではないこと。

6 想定スケジュール

令和6年7月	プロポーザルの公表
令和6年8月	受託事業者の決定
令和6年8月	支援事業者募集・決定
令和6年8月	事業者・デザイナーミーティング
令和6年8月～	共同商品開発
令和6年10月	中間報告会
令和6年12月	商品完成
令和6年12月～	商品発表・展示、ふるさと納税返礼品への登録
令和7年1月～	展示会出展、賞・コンクール等への出品
令和7年3月	実績報告

7 委託業務実施体制

- ・ 委託業務の実施にあたっては、県との協議、関係者への連絡調整などが迅速に行えるよう体制を整えること。経費の執行については、費用対効果を十分に考慮し行うこと
- ・ 受託者は、やむを得ない場合を除き、委託業務実施体制を変更しないこと

(1) 業務実施責任者

- ・ 受託者は、本委託業務を指揮する業務実施責任者を配置することとし、契約締結後速やかに業務実施責任者の氏名等を県に通知すること
- ・ 業務実施責任者は、企画立案・実施のほか、本業務従事者を十分指導して委託業務を安全に実施できるよう管理を行うこと
- ・ 業務実施責任者は、県との連絡を密に行い、委託業務を進め、遅滞なく業務が遂行できるよう人員、体制の確保を行うこと
- ・ 業務実施責任者は、経費・委託業務内容等、県から報告を求められた際は速やかに対応すること

(2) 業務従事者

- ・ 業務従事者は、業務実施責任者とともに本委託業務を行うこと
- ・ 業務従事者は3名以上とし、受託者は、契約締結後速やかに業務従事者の氏名等を甲に通知すること

(3) 打合せ回数及び内容

- ・ 受託者は、必要に応じて月1回程度、県と定例打ち合わせを実施すること

8 資料等の貸与及び返還

- ・ 本委託業務を遂行する上で必要と認められる資料、データ等（以下「貸与品」という。）を貸与する。

- ・ 貸与を受けた者は、貸与品を善良な管理者の注意をもって管理し、本委託業務以外の目的に使用しないとともに、本委託業務が完了したときは、速やかに貸与品を県に返還する。

9 成果物

(1) 報告書の提出

- ① 業務完了届
- ② 「土産品高付加価値化支援事業業務委託」業務報告書（A 4 縦、横書き）
- ③ その他県が指定するもの（打合せ記録、発表会写真など）

(2) 納品方法

- ・ 紙媒体（カラー版） 1部 郵送又は持参
- ・ 電子媒体（ファイル形式：PDF）メール

(3) 納期

- ・ 令和7年3月14日（金）

(4) その他

- ・ 本業務により作成された成果物の所有権、著作権及びその他の権利（以下、「著作権等」という）は、県に帰属し、ウェブサイト等に一般に公開することがある。
- ・ 成果物に第三者の著作物等が含まれている場合、当該著作物等（当該著作物等を改変したものを含む）の著作権等は、従前からの著作権者に帰属するものとするが、県は、これを無償で永久的に、非独占的に使用できるものとし、受託者はそのために必要な著作権処理を行うこと。

10 留意事項等

- (1) 委託業務の全部を一括して第三者に再委託することは認めない。契約業務の一部を委託する場合については、県の承諾を得るものとする。
- (2) 委託業務の遂行上知り得た秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。委託業務が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- (3) 委託業務に関して知り得た個人情報等を他に漏らしてはならない。委託業務が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- (4) 委託業務の履行にあたり、自己の責めに帰すべき事由により県に損害を与えたときは、その損害の責めを負う。
- (5) 委託金額は、委託業務開始に係る必要経費として、委託料の額の3割を上限として前金払による支払を請求できるものとする。
- (6) 委託業務の実施に要した経費は、帳簿及びすべての証拠書類を備え、常に収支の状況を明らかにし、委託業務の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなけ

ればならない。

- (7) 本仕様書に記載のない事項及び記載内容に変更や疑義が生じた場合は、必要に応じて協議の上定めることとする。